

# 障害者差別解消法って知っていますか？

「障害者差別解消法」が施行されて1年が経ちました。  
 この法律では障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。今月号では障害者差別解消法について考えてみましょう。

※正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

## 不当な差別的な取扱いの禁止

国や県、町などの行政機関、会社、お店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供や入店の拒否、制限や条件を付けたりすることが禁止されています。  
**要約すると**…障害があるためにサービスの提供を断ったり、制限を付けたりすること



## 合理的配慮の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国や県、町などの行政機関、会社、お店などの事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められています。  
**要約すると**…障害のある人から申し出があったときに、必要な手助けをすること



## ★対象となる「障害者」は？

この法律での「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。身体、知的、精神に障害のある人（発達障害のある人も含む）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

## ★対象となる「事業者」は？

この法律での「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちのことです。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。



## 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供



社会福祉法人 槇の実会  
 相談支援専門員  
 高安 一弘さん

平成28年4月より「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」が施行されて1年が経ちました。障害者であることを理由とする差別を禁止・合理的配慮（生活の支援を改善）の提供義務を大きな柱としていますが、内容まで理解している方はまだ少なく、効果はまだ限定的であるようです。しかし、障害者差別の解消に向けた実行力を高めるには規制や拘束力は必要だと感じています。

障害に限らず、そもそも「差別」「偏見」はどうして生じるのでしょうか？差別や偏見は誰もが持っているものですが、それは「知らない」「知る機会がなかった」から生じるのではないのでしょうか。人は、知らない者等に対して

して排除する傾向があることを踏まえて、この問題に向き合う必要があると思います。

町民の皆さんの声や私たちの活動への協力姿勢からも、多古町は障害者にとって参加しやすい町になりつつあり、きつとやさしい町になるのではないかと期待しています。

これまでも「ゆかいなオッチャン達や仲間たち」との「ご縁」のもと、障害を持った人とそうでない人が「一緒にくする」をキーワードに取り組んできました。今後も積極的に障害とは何かを「知っていただく機会」を創っていきます。私たちと「一緒に」楽しいことをしませんか。



久賀福祉センター  
 作業の様子



## 障害者を支援している 事業所職員に話を伺 ました



一般社団法人 Tender Feeling  
 こどもデイサービス 華 管理者  
 大里 光枝さん

平成28年に障害者差別解消法が施行され、現状ではあまり一般の方には周知されていないのではないかと感じています。私たち事業者は、障害のある人もない人も共に過ごす機会を作ってもいいかも知ってもらって、最終的には法律にかかわらず相互理解のある社会を目指していけたらと思っています。

また、障害者総合支援法の施行後、平成27年からは障害のある人（子ども）

に担当の相談支援専門員が付いて、相談やサービスの利用がしやすくなりました。しかし、医療的ケアが必要な子どもを受け入れができるサービスは少なく、昼夜を問わない処置等で家族が慢性的な疲労を抱えています。そのような現状もあり、自らの看護師経験を生かした事業ができないかと思い、医療的ケアが必要な子どもの受け入れを始めました。

家族が少しでも体を休められて、また笑顔で育児ができるよう支援していくと同時に、利用している子どもたちができる範囲で地域と関わりが持てるように、サポートしていきたいと思っています。

## 旧多古東保育所が生まれ変わります

～社会福祉法人 槇の実会へ～

多古町南玉造



障害のある方々が日中における活動の場を確保し、生活介護などの障害福祉サービスを利用できる施設となります。また、障害のある子どもたちが放課後の時間を過ごすことができるようになります。

障害者差別解消法が施行されて1年、この法律があることを知っていても内容を理解している方はまだ少ないです。私たちは障害について正しく認識する必要があります。その知識を広めていくためには教育やさまざまな機会を通じて何ができるかを考えていくことが大切です。また、町としても今後取り組むべきことを整理し、障害者の生活を支援するためにスポーツや文化活動、就労支援などの施策を展開していく必要があります。

地域の中で、障害のある人もない人も互いに理解し、助け合い、協力し合い、認め合いながら、共に生きる社会の実現が求められています。

求められること